

第1 保護の基準等（令和2年10月1日現在）

【1級地—1】

居 宅（第 1 類）						
年齢区分	基準額①	基準額②	年齢区分	基準額①	基準額②	
0歳～2歳	21,820円	44,630円	41歳～59歳	39,840円	47,420円	
3歳～5歳	27,490	44,630	60歳～64歳	37,670	47,420	
6歳～11歳	35,550	45,640	65歳～69歳	37,670	45,330	
12歳～17歳	43,910	47,750	70歳～74歳	33,750	45,330	
18歳・19歳	43,910	47,420	75歳以上	33,750	40,920	
20歳～40歳	42,020	47,420				
居 宅（第 2 類）						
基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		45,320円	50,160円	55,610円	57,560円	58,010円
基準額②		28,890	42,420	47,060	49,080	49,110
地区別 冬季 加算額	I区(10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II区(10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III区(11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV区(11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V区(11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI区(11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人 を増すごとに 加算する額
基準額①		58,480円	58,940円	59,390円	59,850円	460円
基準額②		56,220	59,190	61,900	64,380	2,490
地区別 冬季 加算額	I区(10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II区(10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III区(11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV区(11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V区(11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI区(11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180
特別基準	地区別冬季加算の特別基準			局 第7の2の(1)のア		
	入院患者の付添者の病院給食、寝具貸与に要する費用			実 費		

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通 減 率					
第1類の表に定める世帯員の 年齢別の基準額を世帯員ごと に合算した額に乘じる率	世 帯 人 員 別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率 ①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率 ②	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683
第1類の表に定める世帯員の 年齢別の基準額を世帯員ごと に合算した額に乘じる率	世 帯 人 員 別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率 ①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
率 ②	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639

経過的加算額					
年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	4,530円	4,290円
3歳～5歳	0	0	0	2,370	2,200
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	410	0	0	0	0
18歳・19歳	740	0	0	0	0
20歳～40歳	110	0	0	0	0
41歳～59歳	930	0	1,070	0	0
60歳～64歳	570	0	940	770	570
65歳～69歳	2,660	0	2,280	770	570
70歳～74歳	0	0	0	150	110
75歳以上	2,090	0	1,270	150	110
年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	4,000円	2,840円	2,060円	1,660円	1,630円
3歳～5歳	1,890	1,070	700	610	450
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	0
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	0	0	0	0	0
60歳～64歳	160	0	0	0	0
65歳～69歳	160	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0

救護施設等							
施設種別	基準額	地区別冬季加算額					
		I区(10月から4月まで)	II区(10月から4月まで)	III区(11月から4月まで)	IV区(11月から4月まで)	V区(11月から3月まで)	VI区(11月から3月まで)
救護施設及びこれに準ずる施設	64,140円	5,900円	4,480円	4,260円	3,760円	2,910円	2,050円
更生施設及びこれに準ずる施設	67,950円						

期末一時扶助費(居宅)(12月)				
世帯人員別				
1人	2人	3人	4人	5人
14,160円	23,080円	23,790円	26,760円	27,890円
世帯人員別				
6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
31,720円	33,690円	35,680円	37,370円	1,710円

期末一時扶助費(救護施設等)(12月)		移送費(生活扶助)					
5,070円		移送に必要な最小限度の額					
入院患者日用品費							
基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)						
23,110円以内	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区				
	3,600円	2,110円	1,000円				
介護施設入所者基本生活費							
基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)						
9,880円以内	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区				
	3,600円	2,110円	1,000円				
加算							
妊婦	妊娠6か月未満		妊娠6か月以上				
	9,130円		13,790円				
産婦	8,480円						
障害者	告別表第1第2章の2の(2)のイ	告別表第1第2章の2の(2)のイ	告別表第1第2章の2の(3)	告別表第1第2章の2の(4)	告別表第1第2章の2の(5)		
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	一般基準	特別基準	
	26,810円	22,310円	17,870円	14,870円	14,880円	12,470円	70,360円以内
介護施設入所者	9,880円の範囲内の額						
在宅患者	13,270円						
放射線障害者	告別表第1第2章の5の(1)		告別表第1第2章の5の(2)				
	43,830円		21,920円				
児童養育	高等学校等修了前の児童						
	10,190円						
	経過的加算額						
	4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童	3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童(救護施設等入所者若しくは職業能力開発校附属宿泊施設等入所者等若しくは入院患者に限る)	第3子以降の児童のうち、3歳以上で小学校修了前の児童				
4,330円							
介護保険料	介護保険料の実費						

母子	児童1人		児童2人の場合に加える額		児童3人以上1人を増すごとに加える額	
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所
	18,800円	19,350円	4,800円	1,560円	2,900円	770円
	経過的加算額（児童1人の場合に限る）					
	3人世帯	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上20歳未満
		3,330円	3,330円	3,330円	0円	3,330円
	4人世帯	0～2歳	3～14歳		15～17歳	18歳以上20歳未満
		3,330円	3,330円		0円	3,330円
	5人以上世帯	0～14歳			15～17歳	18歳以上20歳未満
		3,330円			0円	3,330円
経過的加算額（入院又は医療型障害児施設に入所する児童）						
児童1人	3,330円					
児童2人	280円					

※加算については重複調整等がある。(p.302参照)

		一時扶助費					
被服費	布団類	再生1組につき	13,600円以内	家具什器類	暖房器具・冷房器具以外	29,500円以内	
		新規1組につき	19,900円以内		真にやむを得ない場合	47,000円以内	
	2人世帯まで	夏季(4月～9月)	20,000円以内		暖房器具	21,000円以内	
		冬季(10月～3月)	35,900円以内		真にやむを得ない場合	53,000円以内	
	4人世帯まで	夏季	38,100円以内		冷房器具(真にやむを得ない場合)	53,000円以内	
		冬季	60,800円以内		移送費	必要最小限度の額	
	5人世帯	夏季	49,000円以内		入学準備金	小学校等	64,300円以内
		冬季	77,300円以内			中学校等	81,000円以内
	6人世帯以上1人を増すごとに	夏季	7,100円以内		転校した場合の制服等	上限の範囲内で必要な額	
		冬季	10,600円以内		就労活動促進費	月額5,000円	
平常着	14,000円以内		配電設備費,水道,井戸,下水道設備費,液化石油ガス設備費	121,000円以内			
小学校第4学年進級時の学童服	14,000円以内		家財保管料(1年間を限度)	月額14,000円			
出産準備被服費	52,400円以内		家財処分料	必要最小限度の額			
入院の際の寝巻等	4,400円以内		妊婦定期検診料,不動産鑑定費用等	必要な額			
紙おむつ等	月額20,900円以内		除雪費	31,000円以内			

教育扶助	一般基準	基準額	小学校等	2,600円	中学校等	5,100円
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額			
		学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額			
	特別基準	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額			
		学習支援費(年間上限額)	小学校等	16,000円以内	中学校等	59,800円以内
		学級費等	小学校等	1,080円以内	中学校等	1,000円以内
特別基準	災害時等の学用品費の再支給	小学校等	11,600円以内	中学校等	22,700円以内	
	学習支援費	小学校等	年間上限額に1.3を乗じて得た額以内	中学校等	年間上限額に1.3を乗じて得た額以内	
	校外活動参加費	必要最小限度の額				

住宅扶助	家賃・間代・地代等	住宅維持費	雪おろし費用	敷金等	契約更新料等
	一般基準 13,000円以内又は 告別表第3の2	121,000円以内			
特別基準	局第7の4の(1)のオ	181,500円以内 局第7の4の(2)のイ	121,000円以内 局第7の4の(2)のエ	告別表第3の2×3又は局第7の4の(1)のオ×3以内	告別表第3の2×1又は局第7の4の(1)のオ×1以内

医療扶助	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
	薬剤又は治療材料に係る費用(上記の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額
特別基準	治療材料費	一般基準以外の治療材料 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目,購入等に要する費用の額の算定等に関する基準をこえる額

介護扶助	居宅介護,福祉用具,住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額

出産扶助	一般基準	施設	居室	施設分娩(加算)	衛生材料費(加算)
	特別基準	295,000円以内	259,000円以内	8日以内の入院料の実費	6,000円以内
		出産予定日の急変等	双生児		産科医療補償制度の対象となる出産
円以内	円以内	円以内	円以内	円以内	
305,000	590,000	518,000	610,000	30,000	

生業扶助	技能修得費										就職 支度費			
	高等学校等就学費													
	生業費 (高等学校等 就学費を除く。)	基本額 (月額)	教材代	授業料(高等学校 等就学支援金の支 給に関する法律 (平成22年法律第 18号)第2条各号 に掲げるものに在 学する場合(同法 第3条第1項の高 等学校等就学支援 金が支給されると きに限る。を除 く。)	入学科	入学考 査料 (1校に つき)	通学 の た め の 交 通 費	学 習 支 援 費 (年 間 額)	30,000円 以内	84,600円 以内		32,000円 以内		
一般基準	47,000円 以内	82,000円以内	5,300円	正 規 の 授 業 で 使 用 す る 教 材 に 必 要 な 額	高 等 学 校 等 が 所 在 す る 都 道 府 県 の 条 例 に 定 め る 都 道 府 県 立 の 高 等 学 校 等 に お け る 額 以 内 の 額	高 等 学 校 等 が 所 在 す る 都 道 府 県 の 条 例 に 定 め る 額 以 内 の 額。た だ し、 市 町 村 立 の 高 等 学 校 等 に 通 学 す る 場 合 は、 当 該 高 等 学 校 等 が 所 在 す る 市 町 村 立 の 高 等 学 校 等 に お け る 額 以 内 の 額								
特別基準	78,000円 以内	137,000円以内 局 第7の8の (2)のアの(ニ)で1年間 のうち複数回の場合 年額219,000円以内 局 第7の8の (2)のアの(イ)で技能習 得手当等を受けてい る場合 技能習得手当等の額 局 第7の8の (2)のアの(イ)で更生訓 練費等が支給されて いる場合 更生訓練費等の額 局 第7の8の (2)のアの(ウ)による限 度額を超えて費用を 必要とする場合 380,000円以内	学級 費等	災 害 そ の 他 に よ る 再 購 入 学 用 品 教 材	高 等 専 門 学 校 第 4 学 年 ・ 第 5 学 年	入 学 準 備 費 用	学 習 支 援 費 (年 間 上 限 額)	初 任 給 支 給 前 の 通 勤 費	2,330円 以内	2 万 6 5 0 0 円 以 内	年 額 396,000円 以内	87,900円 以内	年 間 上 限 額 に 1.3 を 乗 じ て 得 た 額 以 内	実 費

葬祭 扶助	大 人	209,000円以内	小 人	167,200円以内
	一般基準	・葬祭費が基準額を超え、火葬料が大人600円 小人500円を超える場合、当該超える額を基準額に加算		
	特別基準	・葬祭費が基準額を超え、自動車料金その他死体の運搬料が15,580円を超える場合、7,480円を限度として当該超える額を加算		
	特別基準	・小人について小人の基準額を超える場合、大人の基準額を適用		
	特別基準	・法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合、1,000円を加算		
特別基準	・死亡診断又は死体検案に要する費用が5,350円を超える場合、当該超える額を加算			
特別基準	・火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するための特別な費用の実費加算			

基礎 控除	最多収入者	2人目以降
	基礎控除額表 (p.382) 参照	基礎控除額表 (p.382) 参照

その 他の 勤 労 控 除	新規就労	6箇月間	11,700円
	未成年者	20歳未満	11,600円
	不安定就労	1人	15,000円

地区 別 都 道 府 県 名	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県